

平成 29 年 10 月 23 日

民事部（総括）主任書記官 殿（民事 21 部を除く）

民事 訟廷副管理官 殿

東京地方裁判所民事訟廷管理官 宮崎 透

東京地方裁判所民事部における予納郵便切手の交換に関する
事務の取扱いの変更について（事務連絡）

標記の交換については、平成 28 年 4 月 11 日付け当職事務連絡「東京地方裁判所民事部における予納郵便切手の交換に関する事務の取扱いについて」により取り扱っていましたが、別紙「郵便切手の交換要領」及び別紙様式記載例のとおり変更しましたので、11 月 1 日からこれによってください。

(別紙)

予 納 郵 便 切 手 の 交 換 要 領

1 係書記官等における準備

(1) 郵便切手交換希望票の作成

係書記官等は、交換を希望するときは、予納郵便切手のうち交換を必要とする郵便切手について、ア、イに従って郵便切手交換希望票（別紙様式。以下「希望票」という。）を作成し、主任書記官に提出する。

ア 「交換にかかる事件番号及び交換前郵便切手の内訳」欄

当該交換に係る事件の事件番号、予納者、交換前の予納郵便切手（以下「交換前郵便切手」という。）の券種、枚数及び合計額（郵便切手に貼付しようとする郵便料金以上の金額）を記載する。

イ 「発送予定の郵便物ごとの郵便料金」欄

発送予定の郵便物ごとに発送のために必要となる郵便料金を記載する。

なお、「残額」欄には、交換前郵便切手の合計額から発送予定の郵便物にかかる郵便料金の合計額を差し引いた金額を記載する。

(2) 主任書記官の承認

主任書記官は、係書記官等から(1)の定めによる希望票の提出を受けたときは、内容を確認し、これを承認する場合には所定の欄に押印した後、係書記官等に返却する。

(3) 希望票の提出

係書記官等は、(2)の定めにより返却された主任書記官の押印のある希望票について事件関係送付簿を利用し、民事訟廷庶務係に提出する。

なお、事件関係送付簿の文書の標目欄には「郵便切手交換票（○○円分）」と記載する（○○円分は、交換前郵便切手の合計額。）。

2 交換指定職員による連絡

希望票を受領した民事訟廷庶務係職員は、同係内の交換指定職員に希望票を引き継ぎ、交換指定職員は、内容を確認の上、希望票に記載された発送予定の郵便物に使用する郵便切手等（以下「交換後郵便切手」という。）の準備ができ次第、係書記官等にその旨を連絡する。

3 交換手続

（1）交換前郵券の持参

係書記官等は、交換指定職員から2の定めによる連絡を受けたときは、希望票に記載した券種及び枚数の交換前郵便切手を当該交換に係る事件の予納郵便切手管理袋（以下「管理袋」という。）から取り出し、速やかに民事訟廷庶務係窓口に持参する。

なお、郵便切手持参の際には、事件関係送付簿を利用し、文書の標目欄には、「交換郵便切手○○円分」と記載する。

（2）郵便切手の交換

交換指定職員は、係書記官等が持参した郵便切手と準備した交換後郵便切手との交換をする。

交換に当たっては、速やかに交換前郵便切手及び交換後郵便切手の券種及び枚数と希望票の記載内容を相互に確認しなければならない。

（3）交換終了の確認

交換指定職員は、交換が適正に行われたことが確認できたときは、希望票の交換指定職員確認印欄に押印し、係書記官等は、交換後郵便切手を受領したときは、希望票の係書記官等受領印欄に押印する。

（4）希望票写しの交付

交換指定職員は、交換を終了した希望票（（3）の定めにより係書記官等受領印欄に押印された希望票をいう。以下同じ。）の写しを作成して係書記官等に交付する。

（5）管理袋への記載

係書記官等は、交換終了後直ちに、当該交換に係る事件の管理袋に、日付並びに郵便切手の交換をした旨及びその金額を記載して押印する（摘要欄に「交換〇〇円」と記載して押印する。）。

(6) 交換指定職員における希望票の保管

交換指定職員は、交換を終了した希望票を希望票つづりに編てつして保存し、その保存期間は、1年間とする。

(7) 部における希望票写しの保管

係書記官等は、(4)の定めにより交付された希望票の写しを事件雑書類つづりにおいて保存する。

【機密性2】

(別紙様式)

主任書記官	
-------	--

令和元年6月日

郵便切手交換希望票

所 属 東京地方裁判所民事第●部

官職・氏名 裁判所書記官

(印)

(内線 1234)

1 交換に係る事件番号等及び交換前郵便切手の内訳

事件番号	予納者	合計(円)	交換前郵便切手							
			券種	内訳(枚)						
				1000円	500円	82円	50円	10円	5円	1円
元 ワ 01234	○○○○	¥11,601		6	7	8	9	60	65	70

2 発送予定の郵便物ごとの郵便料金

① 2,320 円×5組 ② 円 ③ 円 ④ 円

残額 1 円 合計 11,601 円

【交換指定職員使用欄】

交換後郵便切手											
発送予定の郵便物に使用するための郵便切手					残額					合計(円)	
小計(円)	内訳(枚)				小計(円)	内訳(枚)					
券種	1	2	3	4	券種	1	2	3	4		

希望票受領日

係書記官等への連絡日

交換日

(. . .) (. . .) (. . .)

交換指定職員
確認印

係書記官等
受領印

(注) 1 この票は、原本を交換指定職員に提出し、写しを事件雑書類つづりに編てつする。

2 交換は、係書記官等と交換指定職員が交換前郵便切手と交換後郵便切手とを相互に確認しながら行う。